

社会福祉法人 積善会

役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 積善会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

(非常勤役員等の報酬)

第4条

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3の報酬を支払う。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表4に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- (3) 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(費用弁償)

第7条 当法人は、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

- (2) 費用の弁償の額は実費相当額とし、別表5に定める額とする。
- (3) 費用の弁償の請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

平成31年1月24日一部改正する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	無し
理事	無し

別表2 (常勤役員等の賞与)

役職名	夏季賞与	冬季賞与
理事長	無し	無し
理事	無し	無し

別表3 (非常勤役員等の報酬)

1. 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円

2. 理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円

3. 監事

	日額
監事監査等への出勤	20,000 円
理事会・評議員会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000 円

別表4 (非常勤役員等の出張旅費)

	日額
法人及び施設業務の為の出張	25,000 円
宿泊費	20,000 円
交通費	実費

別表5 (費用弁償)

実費弁償費	実費相当額
公共交通機関及び自家用車輛を利用した場合	
青梅市内から	2,000 円
青梅市外から	4,000 円
青梅市外から (有料道路使用)	6,000 円
青梅市内・市外 (タクシー代)	実費